

第 24 期 第 26 回
別海町農業委員会総会議事録

令和4年7月29日 開会

別海町農業委員会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 7 月 2 9 日)

○開催日時 令和 4 年 7 月 2 9 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 5 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 13 | 議案第 6 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 14 | 議案第 7 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（24名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

2番	山	崎		茂	4番	市	川	義	晴
5番	石	毛		剛	7番	中	洞		薫
8番	加	藤	真	純	9番	畠	山	友	子
10番	大	内	敏	光	11番	芳	賀		均
12番	中	村	繁	男	13番	小	島		敏
14番	羽	石	健	一	15番	加	藤	和	広
16番	内	藤	宏	幸	17番	阿	部		浩
18番	藤	井		実	19番	木	幡		誠
20番	浦	山	宏	一	21番	山	田	良	雄
22番	押	田	賢	二	23番	林		武	雄
24番	伊	藤	一	吉	25番	竹	花	新	吉

○欠席委員（2名）

1番	及	川	哲	夫	6番	藤	田	浩	義
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

○農業委員会事務局出席職員

総務担当	主幹	棧	木	直	人
農地調整担当	主査	山	下	真	弘
農地調整担当	主任	志	渡	正	勝
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	齊	藤	一	真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

24番	伊	藤	一	吉	25番	竹	花	新	吉
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席24番 伊 藤 一 吉 ⑩

議席25番 竹 花 新 吉 ⑩

◎開会宣言

○事務局（機木主幹）

定刻になりましたので小野会長より御挨拶をいただき、総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 7 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 26 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 24 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 1 番及川委員、6 番藤田委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。24 番伊藤委員、25 番竹花委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 4 件ございます。1 号から 3 号まで農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました。双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 2 号で提案し御審議していただく予定です。4 号につきましては、本年 6 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。今後の取扱いについては後の議案第 6 号で提案し御審議い

ただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
— 外 筆、計 m²。農地の所有者、 番地の、。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、不成立。

次号から4号までのあっせん候補者については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、あっせん対象地、 — 外 筆、計 m²。農地の所有者、 番地の、。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、不成立。

第3号、あっせん対象地、 — 外 筆、計 m²。農地の所有者、 番地の、。あっせん委員、同上。あっせん結果、不成立。

第4号、あっせん対象地、 — 外 筆、計 m²。農地の所有者、 番地の、。あっせん委員、加藤真純委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号から3号までは不成立案件ですので事務局説明とさせていただきます。それでは4号の成立案件につきまして委員の説明を求めます。11番芳賀委員お願いします。

○11番 芳賀委員

はい。北海道農業公社に買い上げてもらう件ですが、数年前から離農を予定していて地域との調整をしていた案件であります。最終的に近隣の3件での調整ということで目途がつきましたので今回お世話になります。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 2 報告第 2 号

○議長（小野会長）

日程第 2 報告第 2 号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（志渡主任）

報告第 2 号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第 8 第 2 項第 3 号の規定により報告する。

本件は 1 件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 6 号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、 番地の 、 。あっせん対象地、 — 、 m²。農地の所有者、 番地の 、 。あっせん委員、加藤真純委員外 5 名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で 円。

以上で報告第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第 2 号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1 1 番芳賀委員お願いします。

○1 1 番 芳賀委員

はい。先程の報告第 1 号第 4 号との絡みですけれども、4 反ほどですが宅地で登記がされていて北海道農業公社の買い入れができなかったため、登記を変更した上で草地として個人売買ということで処理したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小野会長）

報告第 2 号の委員説明が終わりました。ここで、報告第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第 2 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第 2 号を原案のとおり承認することに

決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第3号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年5月27日開催第24回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりですので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日につきましては、北海道農業会議の意見聴取日であります6月24日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第4号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の

規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年5月27日開催の第24回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります6月24日としております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては[]の案件ですので[]の役員である[]番[]委員につきましては議事参与制限とさせていただきます。この案件につきましても知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（小野会長）

日程第5 報告第5号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第5号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年7月19日に現地調査を行いました。報告内容につきまして、第1号については、土計画高3万7,582^m³に対して出来高8,000^m³、火山礫計画高0^m³に対して出来高450^m³。第2号については、砂計画高3万2,335^m³に対して出来高2万3,870^m³。第

3号については、土計画高2, 984 m³に対して出来高0 m³、火山灰計画高7, 561 m³に対して出来高4, 500 m³。第4号については、山砂計画高3万5, 039 m³に対して出来高1万3, 458 m³。そのほかの事項につきましては、申請時の計画どおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1号につきまして、10番大内委員、2号及び3号につきまして8番加藤真純委員、4号につきまして15番加藤和広委員。2号につきましては[]の案件ですので、[]番[]委員につきましては議事参与制限とさせていただきます。それでは10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、説明いたします。この畑は西別川に隣接しているところで、元の所有者は放牧地として使っていたのですが、傾斜や地形が複雑で使いづらい土地でしたが、採取後はきれいにならされて大変良好であると見てまいりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして2号と3号について加藤真純委員お願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明いたします。2号の[]さんの畑ですが、完璧に整地して播種床も完成していて、今は雑草を生やしていますがまもなく除草剤を撒いて播種をするという状況でした。3号につきましてもきれいに整地されていきました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして4号について加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。ここは道の振興局も砂利採取法に基づき現地確認に入るということで採取跡を特段きれいに整地しており、残土も法面を切って飛散防止をしてありました。問題ないと見てまいりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第5号の委員説明が終わりました。ここで、報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（小野会長）

日程第6 報告第6号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第6号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は51件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ただし、6号につきましては 番 委員、7号につきましては 番 委員、22号につきましては 番 委員、30号につきましては 番 委員、37号につきましては 番 委員、43号につきましては 番 委員が関係する案件となりますので議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 報告第7号

○議長（小野会長）

日程第7 報告第7号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適

格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第7号、農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について。次の者から農地法第6条の2第1項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。今月は6件の報告がありました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項または農地法第3条第1項の許可を受けた農地等の利用状況について、適正に利用している旨の報告を受けております。また、そのほかの要件につきましても要件を満たしております。決算期、受理日につきましては記載のとおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても農地所有適格法人以外の法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ただし、1号につきましては 番 委員に関係する案件ですので議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第8 議案第1号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本件は7件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

きます。

第1号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成25年12月2日から令和5年9月29日まで。合意解約成立の日、令和4年7月19日。土地の引渡しの時期、令和4年7月19日。解約の理由、合意解約。

次号から7号までの利用権の種類、解約の理由については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、貸人、同上。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和3年2月1日から令和7年11月30日。合意解約成立の日、令和4年7月7日。土地の引渡しの時期、令和4年7月7日。

第3号、貸人、同上。借人、同上。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和2年11月2日から令和7年8月31日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第4号、貸人、同上。借人、同上。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和3年3月1日から令和7年12月21日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第5号、貸人、[]番[]号、[]。借人、同上。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和3年3月1日から令和8年2月28日。合意解約成立の日、令和4年7月4日。土地の引渡しの時期、令和4年7月5日。

第6号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、同上。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和2年8月3日から令和7年8月2日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第7号、貸人、同上。借人、同上。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。契約期間、令和3年12月24日から令和6年12月23日。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を

求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第 1 号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 9 議案第 2 号

○議長（小野会長）

日程第 9 議案第 2 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第 2 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第 16 条第 1 項の規定により当会は別海町長に対し同条第 2 項の規定による通知をするよう要請する。

本案は 3 件ございます。先の報告第 1 号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1 号から 3 号まで同様の内容となっていますので、一括でご説明させていただきます。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第 1 号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和 4 年 7 月 15 日。2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても買入れ協議の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第10 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第10 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借を受けるものである。貸借期間、許可日から令和14年5月31日。賃貸価格は[]円で、1ヘクタール当たり約[]円です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]外[]筆、合計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、経営の主体である長男に全地使用賃借するものである。借人は、父より全地使用賃借を受けるものである。貸借期間、許可日から30年間。

第3号、申請人の住所氏名、譲渡人、[]番地の[]、[]。譲受人、[]番地[]、[]番地[]。許可を受けようとする土地の表示、[]—[]、[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。借人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は[]円で、1ヘクタール当たり約[]円です。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]

。借人、 番地の 、
。許可を受けようとする土地の表示、 ー
外 筆、合計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を
有効活用するため賃貸するものである。借人は、経営規模拡大のため賃借を
受けるものである。貸借期間、許可日から5年間。賃貸価格は 円で、
1ヘクタール当たり約 円です。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の
説明を求めたいと思います。1号につきましては8番加藤真純委員。2号に
つきましては25番竹花委員。3号につきましては12番中村委員。4号に
つきましては8番加藤真純委員。

3号につきましては 委員に関する案件ですので、農業委員会等に関す
る法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事
参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

○議長（小野会長）

3号につきまして12番中村委員お願いいたします。

○12番 中村委員

さんが所有している農地を、隣接する畑を使っている
さんが取得するものです。さんは経営規模拡大を進めており、経営的
にも問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号の3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か
御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号の3号につきまして原案のとお
り許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除
します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは1号及び4号につきまして8番加藤真純委員お願いいたします。

○ 8 番 加藤真純委員

はい、7月19日に現地に行って確認してまいりました。1号については[]さんの土地を、隣接する[]さんが3条で賃貸するもので、何も問題ないと見てまいりました。4号の[]さんの土地ですが、少し離れていますが中春別の市街地近くの[]さんが借りるものです。70ヘクタールほどの面積になっているのですけれども、使える土地はおそらく40町あるかないかぐらいではないかと見てまいりました。何も問題はないと思います、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号について25番竹花委員お願いいたします。

○ 2 5 番 竹花委員

説明いたします。2号ですけれども、標茶農協の組合員である[]さんが経営移譲されるということで、長男の[]さんに別海町側の農地を全地使用貸借するものです。標茶町側の農地も同じく使用貸借するとのことです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

はい、議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号の3号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

2番山崎委員。

○ 2 番 山崎委員

はい、4号なのですけれども公簿地目が保安林になっています。現況は草地なのだと思いますが、公簿地目が保安林になっているということは振興局か国で指定をしているということになると思います。現況がどうあれ指定は指定なので、それを使っている人が畑にして草地にしているのかもしれませんが、指定解除だとかそういった手続きが本来必要なのではないでしょうか。

○事務局（山下主査）

[]－[]について公簿地目が保安林で面積が[]㎡となっていますが、この中に保安林に指定されている部分と農地がありまして、今回申請する面積につきましては[]㎡の内[]㎡ですので、訂正させていただきます。

○ 2 番 山崎委員

わかりました。

○議長（小野会長）

そのほか、何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第11 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]、面積、[]
[] m^2 の内 [] m^2 。目的、農業用施設建設。計画内容、
堆肥舎外、計 [] m^2 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農
地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[]番地の
[]、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]、面積、[]
[] m^2 の内 [] m^2 。目的は前号と同じです。計画内容、
牛舎外、計 [] m^2 。転用基準、土地利用計画は前号と同じです。
転用者、[]番地の []、[]。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、[]—[]、面積、[]
[] m^2 の内 [] m^2 。目的は前号と同じです。計画内容、バ
ンカーサイロ外、計 [] m^2 。転用基準、土地利用計画は前号と
同じです。転用者、[]番地の []、[]。

以上で、議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは現地調査に当た
られた委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきまして10番
大内委員。3号につきまして、15番加藤和広委員。

それでは1号及び2号につきまして、10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、説明いたします。1号、2号ともに7月19日に加藤和広委員、加
藤真純委員、事務局で見てまいりました。1号の []さんのところですが、
毎年のように規模拡大をされているところでして、今まで使用されていた場
所がいっぱいになったということで、その隣の畑でこの施設を建設すること

になりました。問題ないと見てまいりました。2号の[]さんですが、この方は[]の構成員でありまして、今使っている施設の隣接の土地に建設するということで問題ないと見てまいりました。以上です。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。この案件も7月19日に大内委員、加藤真純委員、事務局とで見てまいりました。既存の牛舎の横に新しくバンカーサイロなどを造る予定です。必要最小限で問題ないと見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございます。議案第4号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第12 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、[]
[]m²の内[]m²。契約内容、使用貸借。目的、農業用施設建設。
計画内容、スタックサイロ[]m²。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第5条第2項。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]

番地の、。転用者氏名、番地の、。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、—外筆、計 m^2 。契約内容、使用貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量 m^3 。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画は前号と同じです。所有者氏名、番地の、。転用者氏名、番地、。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきまして、15番加藤和広委員。1号につきましては委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（番委員 一時退席）

○議長（小野会長）

1号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。こちらと同じく7月19日に加藤真純委員、大内委員、事務局とで見てまいりました。現在バンカーサイロがある横で、必要最小限の面積で問題ないと見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第5号の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで委員に対する議事参与制限を解除します。

（番委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは2号につきまして15番加藤和広委員、説明をお願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。ここは先ほどの報告第5号で完了届が出たところ
です。また引き続き同じ場所を採るということで申請があり、問題ないと見
てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第5号の2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第
5号の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませ
んか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号の2号を原案のとおり許可する
ことに決定します。

（10時55分から11時05分まで休憩）

◎日程第13 議案第6号

○議長（小野会長）

日程第13 議案第6号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を
議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第6号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営
基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、
農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本案は全部で37件ございます。内訳は所有権の移転が30件、利用権の
設定が7件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転を受ける者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地2
3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転をす
る土地、[]一[]外[]筆、計[]m²。所有権の移転を
する者、[]番地の[]、[]。所有権の移転内容、利
用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。所有権の移転時期、令和4年8
月1日。対価、[]円。対価の支払い方法、指定口座に
振込。対価の支払い期限、令和4年9月14日。引渡しの日、対価の支払
日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第30号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡しの時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、[redacted]円。対価の支払い期限、令和4年10月30日。

次号から19号までの対価の支払い期限、次号から26号までの所有権の移転をする者、次号から29号までの利用目的については同文ですので朗読を省略いたします。

第3号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第4号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第5号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第6号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第7号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第8号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第9号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第10号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted]円。

第11号、所有権の移転を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。

㎡。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 1 2 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 ㎡。所有権の移転の内容、対価、
円。

第 1 3 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計 ㎡。
所有権の移転の内容、対価、 円。

第 1 4 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計
㎡。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 1 5 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計
㎡。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 1 6 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計
㎡。所有権の移転の内容、対価、 円。

第 1 7 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 ㎡。所有権の移転の内容、対価、
円。

第 1 8 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 ㎡。所有権の移転の内容、対価、
円。

第 1 9 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、
— 外 筆、計 ㎡。所有権の移転の内容、対価、
円。

第 2 0 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、 — 外 筆、計
㎡。所有権の移転の内容、対価、 円。対価の
支払い期限、令和 4 年 1 1 月 2 6 日。所有権の設定をする土地の所有権の移
転をする者以外の権原者等、釧路市緑ヶ岡 5 丁目 6 番地 9 号、北海道電力ネ
ットワーク株式会社釧路支店 電力部長 多田賢一。権原の種類、地役権。

次号から 2 6 号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省
略いたします。

第 2 1 号、所有権の移転を受ける者、 番地の 、
。所有権の移転をする土地、 — 、計 ㎡。
所有権の移転の内容、対価、 円。

第 2 2 号、所有権の移転を受ける者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted] 外 [redacted] 筆、計 [redacted] m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 2 3 号、所有権の移転を受ける者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted] 外 [redacted] 筆、計 [redacted] m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 2 4 号、所有権の移転を受ける者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted] 外 [redacted] 筆、計 [redacted] m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 2 5 号、所有権の移転を受ける者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted] 外 [redacted] 筆、計 [redacted] m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 2 6 号、所有権の移転を受ける者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted] 外 [redacted] 筆、計 [redacted] m²。所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。

第 2 7 号、所有権の移転を受ける者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted]、計 [redacted] m²。所有権の移転をする者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。対価の支払い期限、令和 4 年 1 1 月 3 0 日。

次号から 3 0 号までの対価の支払い期限については同文ですので朗読を省略いたします。

第 2 8 号、所有権の移転を受ける者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted]、計 [redacted] m²。所有権の移転をする者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

第 2 9 号、所有権の移転を受ける者、同上。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted]、計 [redacted] m²。所有権の移転をする者、[redacted] 番地の [redacted]。所有権の移転の内容、対価、[redacted] 円。調整委員、同上。

第 3 0 号、所有権の移転を受ける者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転をする土地、[redacted] ー [redacted] 外 [redacted] 筆、計 [redacted] m²。所有権の移転をする者、[redacted] 番地の [redacted]、[redacted]。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。対価、[redacted] 円。調整委員、大内委員、竹花委員。

続いて、利用権の設定です。

第1号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和4年8月1日。終期、令和5年9月29日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

次号から第7号までの利用権の種類、始期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。終期、令和7年8月31日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、市川委員、中村委員。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。終期、令和5年7月31日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、芳賀委員、伊藤委員。

次号から7号までの内容については同文ですので朗読を省略いたします。

第4号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番[]号、[]。設定する利用権、終期、令和8年2月28日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年10月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、市川委員、中村委員。

第5号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、終期、令和6年12月23日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年8月31日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、同上。

第6号、利用権の設定を受ける者、同上。利用権を設定する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、終期、令和7年8月2日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、毎年9月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、同上。

第7号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。
利用権を設定する土地、 — 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、終期、令和7年7月31日。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、毎年11月30日までに指定口座に振り込むものとする。調整委員、信夫委員、石毛委員。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第1号につきましては報告第1号で説明済み、2号から26号については北海道農業公社の買戻案件、27号については報告第2号で説明済みですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の28号及び29号につきましては11番芳賀委員。30号につきましては10番大内委員。利用権の設定の1号につきましては11番芳賀委員。2号につきましては4番市川委員。3号につきましては11番芳賀委員。4号から6号につきましては4番市川委員。7号につきましては26番信夫代理。

所有権の移転の6号につきましては 委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（ 番 委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは議案第6号の所有権の移転の6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の所有権の移転の6号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

（ 番 委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

所有権の移転の12号につきましては 委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規

定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは議案第6号の所有権の移転の12号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の所有権の移転の12号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

所有権の移転の19号につきましては 委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(番 委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは議案第6号の所有権の移転の19号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の所有権の移転の19号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

利用権の設定の7号につきましては[]委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（小野会長）

7号につきまして26番信夫代理お願いいたします。

○26番 信夫代理

それでは説明いたします。[]さんが所有の土地ですが、先月総会で近いところの土地を取得しました。この土地は離れ地で傾斜もかなりある土地でして、38町ほどの公簿面積ですが実際には20町ほどの利用しかできない土地です。傾斜の部分を含めたあっせん価格となりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第6号の利用権の設定の7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号の利用権の設定の7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは、所有権の移転の28号及び29号につきまして11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、28号についてですが[]さんの離農に伴い、北海道農業公社が買入できなかった部分が若干ありましたので、それを[]さんが取得するものです。29号については、近隣で分ける際に利用者と地権者の違いが出た部分がありましたので、それを整理するために調整したものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、所有権の移転の30号につきまして10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、[]さんの土地ですけれども、大分離れたところにある飛び地になります。今回、畑に隣接する土地を取得することになりまして、その代わりにこの土地を[]さんに買っていただくということになりました。お互い効率の良い利用ができるものと思われまます。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、利用権の設定の1号及び3号につきまして11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、1号について、こちら[]さんの離農に伴うものです。残り1年あった北海道農業公社との賃貸を、今後取得予定の[]さんに移すものです。3号についてですが[]さんの休農に伴い、新規就農を目指す観点から近くの[]さんに全地利用権を移して、管理していただくものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、利用権の設定の2号及び4号から6号につきまして4番市川委員お願いいたします。

○4番 市川委員

はい。2号及び4号から6号についてですが、この度[]さんが法人化したことに伴って、今まで個人で借りていたものを法人名義に変更するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。それでは、議案第6号の議事参与制限以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第6号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第14 議案第7号

○議長（小野会長）

日程第14 議案第7号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第7号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は4件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第2号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

第3号、所在、[]—[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、原野。所有者、[]番地の[]、[]。

第4号、所在、[]、面積[]m²。利用状況、畑。所有者、[]番地の[]、[]。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第7号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号から4号につきまして、15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。1号の[]さんですが、昨年秋の現地評価の時に上春別推進班で現地を確認してきました。施設のある場所で、雑種地として見てきました。2号の[]さんですが、今年の5月9日に上春別推進班で現地評価に行った際に確認してきました。いずれも施設のある場所で、雑種地と見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。3号、4号については7月19日に大内委員、加藤真純委員、事務局とで現地を見てまいりました。現場は雑木が生えており、原野として見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

はい、ありがとうございました。議案第7号の委員説明が終わりました。ここで議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第２６回総会を閉会します。